

平成26年11月16日

守谷市議会議長 殿

報告者 市川和代 印

議会運営委員会 視察・研修報告

標記の件について、次のとおり 実施 ・ 参加 したので報告します。

視察・研修日	平成26年10月31日（金）	
視察・研修場所	福島県福島市	
視察・研修項目	通年議会について	
参加者	守谷市側	又未成人，市川和代，青木公達，関口有美重，高木和志，高橋典久，佐藤弘子，伯耆田富夫，梅木伸治，松丸修久
	相手側	福島市議会 佐藤一好議長
視察・研修目的	議会改革を進めるにあたって，通年議会を導入すべきか最近導入した福島市の取り組みについて学ぶ。	
視察・研修内容	(1) 導入の経緯について (2) 運用について (3) 成果と課題について	
視察・研修総括 (今後の取組み等)	守谷市として通年議会の導入を検討していく。	

視察・研修内容

(1) 導入の経緯について

- ・平成26年4月に福島市議会基本条例を施行した。
- ・基本条例の第9条に議会の会期を通年にすることを定めている。

(2) 運用について

- ・定例会，臨時会の区分を設けず，条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とする。
- ・福島市議会の活動期間（会期）は8月1日～翌年7月31日までとし，自動的に更新される。
- ・ただし，議員の任期満了，議会の解散等により会期が終了した場合には，選挙後に議員の任期が始まる。

(3) 成果と課題について

- ・災害時や緊急の行政課題等が発生した場合などにおいて，速やかな対応が可能となる。
- ・委員会が行う所管事務調査について，時期を逸することなく調査を行うことが可能となる。
- ・専決処分がなくなる。
- ・デメリットはない。